

住宅性能評価料金

設計住宅性能評価					
形態	床面積の合計		手数料の額		
			I)	II)	III)
戸 建 住 宅		100 m ² 未満	30,000 円	25,000 円	20,000 円
	100 m ² 以上	200 m ² 未満	37,000 円	32,000 円	27,000 円
	200 m ² 以上	500 m ² 未満	55,000 円	50,000 円	45,000 円
	500 m ² 以上		P ×	19,000 円 +	55,000 円
共 同 住 宅 等		500 m ² 未満	55,000 円	+	M × 21,000 円
	500 m ² 以上	1,000 m ² 未満	70,000 円	+	M × 21,000 円
	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 未満	94,000 円	+	M × 21,000 円
	2,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満	270,000 円	+	M × 21,000 円
	10,000 m ² 以上	50,000 m ² 未満	420,000 円	+	M × 21,000 円
	50,000 m ² 以上		870,000 円	+	M × 21,000 円
P: 延べ面積から500m ² 減じた数値を200m ² で除した数値とする。 M: 評価対象住戸とする。 ※【性能評価事項による加算】 ・性能表示事項の内、選択事項を評価事項として申請する場合は、1項目につき1,500円を上記の基本額に加算する。 ・温熱環境・エネルギー消費量に関する性能表示事項を、一次エネルギー消費量等級とした場合は、10,000円を上記の基本額に加算する。 I): 住宅型式性能認定(以下「認定」)及び型式住宅部分等製造者認証(以下「認証」)でない住宅 II): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事又は温熱環境・エネルギー消費量に関する事、どちらかの性能項目を受けている住宅 III): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事及び温熱環境・エネルギー消費量に関する事、両方の性能項目を受けている住宅					
建設住宅性能評価					
形態	床面積の合計		手数料の額		
			I)	II)	III)
戸 建 住 宅		100 m ² 未満	65,000 円	63,000 円	53,000 円
	100 m ² 以上	200 m ² 未満	86,000 円	83,000 円	68,000 円
	200 m ² 以上	500 m ² 未満	113,000 円	90,000 円	69,000 円
	500 m ² 以上		P ×	29,000 円 +	115,000 円
共 同 住 宅 等		500 m ² 未満	68,000 円 × N	+	M × 23,000 円
	500 m ² 以上	1,000 m ² 未満	97,000 円 × N	+	M × 23,000 円
	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 未満	120,000 円 × N	+	M × 23,000 円
	2,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満	240,000 円 × N	+	M × 23,000 円
	10,000 m ² 以上	50,000 m ² 未満	400,000 円 × N	+	M × 23,000 円
	50,000 m ² 以上		795,000 円 × N	+	M × 23,000 円
P: 延べ面積から500m ² 減じた数値を200m ² で除した数値とする。 M: 評価対象住戸とする。 N: 検査を行った回数とする。 I): 住宅型式性能認定(以下「認定」)及び型式住宅部分等製造者認証(以下「認証」)でない住宅 II): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事又は温熱環境・エネルギー消費量に関する事、どちらかの性能項目を受けている住宅 III): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事及び温熱環境・エネルギー消費量に関する事、両方の性能項目を受けている住宅					

※ 上記評価料金には、別途消費税が課税されます。

化学物質濃度測定手数料

(1) 住戸1戸のうち居室1室について測定を行う場合

区分	測定を行う化学物質	手数料の額
戸 建 住 宅	・ホルムアルデヒドのみ	44,000 円
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン を同時に測定	55,000 円
共 同 住 宅 等	・ホルムアルデヒドのみ	$M \times 23,000 \text{ 円} + 21,000 \text{ 円}$
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン を同時に測定	$M \times 38,000 \text{ 円} + 17,000 \text{ 円}$

M: 住戸数とする。

※ 上記測定料金には、別途消費税が課税されます。

(2) 住戸1戸のうち複数の居室について測定を行う場合

区分	測定を行う化学物質	手数料の額
戸 建 住 宅	・ホルムアルデヒドのみ	$N \times 14,000 \text{ 円} + 30,000 \text{ 円}$
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン を同時に測定	$N \times 28,000 \text{ 円} + 27,000 \text{ 円}$

N: 室数とする。

※ 上記測定料金には、別途消費税が課税されます。

(3) 共同住宅等のうち各住戸複数の居室について測定を行う場合

区分	測定を行う化学物質	手数料の額
共 同 住 宅 等	・ホルムアルデヒドのみ	$M \times 23,000 \text{ 円} + 21,000 \text{ 円}$ $+ M \times (N - 1) \times 14,000 \text{ 円}$
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン を同時に測定	$M \times 38,000 \text{ 円} + 17,000 \text{ 円}$ $+ M \times (N - 1) \times 28,000 \text{ 円}$

M: 住戸数とする。
N: 室数とする。

※ 上記測定料金には、別途消費税が課税されます。

(4) 建築物1棟のうち室1室について測定を行う場合		
区分	測定を行う化学物質	手数料の額
建築物	・ホルムアルデヒドのみ	44,000 円
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン ・パラジクロロベンゼン を同時に測定	55,000 円

※ 上記測定料金には、別途消費税が課税されます。

(5) 建築物1棟のうち複数の室について測定を行う場合		
区分	測定を行う化学物質	手数料の額
建築物	・ホルムアルデヒドのみ	$N \times 14,000 \text{ 円} + 30,000 \text{ 円}$
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン ・パラジクロロベンゼン を同時に測定	$N \times 28,000 \text{ 円} + 27,000 \text{ 円}$

N: 室数とする。

※ 体育館等で複数ヶ所測定測定する場合は、室数として計上する。

※ 上記測定料金には、別途消費税が課税されます。

(6) 建築物群のうち各建築物複数の室について測定を行う場合		
区分	測定を行う化学物質	手数料の額
建築物群	・ホルムアルデヒドのみ	$M \times 23,000 \text{ 円} + 21,000 \text{ 円}$ $+ M \times (N - 1) \times 14,000 \text{ 円}$
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン ・スチレン ・エチルベンゼン ・パラジクロロベンゼン を同時に測定	$M \times 38,000 \text{ 円} + 17,000 \text{ 円}$ $+ M \times (N - 1) \times 28,000 \text{ 円}$

M: 建築物数とする。

N: 室数とする。

※ 体育館等で複数ヶ所測定測定する場合は、室数として計上する。

※ 上記測定料金には、別途消費税が課税されます。